



令和4年度泉南市 認定こども園1号 認定入園のご案内



《認定こども園とは》

認定こども園は、小学校就学前の児童が通う、教育と保育を一体的に行う施設のことです。幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。

《3つの認定区分について》

保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域型保育などを利用する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。平成28年4月2日～平成31年4月1日生まれの児童で、認定こども園等での教育を希望される場合は、すべて「1号認定」（教育標準時間認定）となります。

| 年齢 | 認定区分 | | 保育の必要性 | 利用時間 | 利用先 |
|------|------|------|-----------------------------------|------------|------------------|
| 3～5歳 | 1号認定 | 教育認定 | 不要 | 教育標準時間 | 幼稚園 認定こども園 |
| | 2号認定 | 保育認定 | 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 | 保育（標準・短時間） | 保育所（園） 認定こども園 |
| 0～2歳 | 3号認定 | | | | |

◆3歳児以上の場合

1号認定児童は、保護者の働いている状況等にかかわらず、教育を受けることができます。

2号認定児童は、保護者の保育を必要とする事由の下、保育を受けることができます。

《申請書配布及び受付について》

【年度当初（4月入園）の入園申込み】

＜対象＞ 3歳児～5歳児 平成28年4月2日～平成31年4月1日生まれの児童

＜申請書配布＞ 令和3年9月1日（水）～

☆【公立認定こども園】

泉南市役所 保育子ども課 土日祝日を除く午前9時～午後5時30分
また市ウェブサイトからもダウンロード可。

★【私立認定こども園】

各園にて

＜受付期間＞ 令和3年10月1日（金）～令和3年10月7日（木）

※期間内に提出していただけなかった場合は、期間外受付となり、期間内に受け付けた方が優先となりますので御注意ください。

※期間後も定員に達していない場合は、引き続き申込みを受け付ける施設、先着順等の施設もあるため、各園にお問い合わせください。

＜受付場所＞ ☆【公立認定こども園】 ※郵送は不可

泉南市役所 保育子ども課 土日祝日を除く午前9時～午後5時30分
(☎072-483-3471)

★【私立認定こども園】

各園にて

【年度途中の入園申込み】

定員に達していない場合は、入園の受付を行っている場合があるので、各施設にお問合せください。

※公立認定こども園については、保育子ども課へお問合せください。

《利用料について》

令和元年10月1日より3歳児から5歳児までの認定こども園（幼稚園部分）を利用する子どもたちの利用料が無償となりました。

- 【無償化の対象者】 ○ 3歳児から5歳児までの子ども
○ 児童発達支援等のサービスを受けている方が、認定こども園等を併用して御利用の場合も無償化の対象です。

【無償化の対象外となる経費】 ○ 通園送迎費、行事費、食材料費等

※ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の子どもについては食材料費（おかず・おやつ代に限る）が免除されます。なお、第3子のカウント方法は以下のとおりです。

- ・年収360万円未満相当の世帯：年齢に関わらず世帯の子の数による。
- ・年収360万円以上相当の世帯：3歳～小学校3年生までの子の数による。

各種料金については各施設にお問い合わせください。

《預かり保育について》

通常教育時間外に保育を希望する場合、別途料金がかかることがあります。預かり保育の時間や料金については、各施設によって異なりますので直接お問い合わせください。

預かり保育料については別途申請いただき、保育の必要性が認定された場合、一部無償化の対象となります。申請等については入園決定後、園にお問い合わせください。

【保育の必要性の認定事由及び必要書類】

| | |
|---|--|
| ① | <p>就労していること（週4日以上かつ1日4時間以上の就労が必要）。</p> <p>（自営以外）→就労証明書 ※内職の場合は、内職証明書・スケジュール表</p> <p>（自 営）→就労証明書、スケジュール表、自営の証明書類のコピー（確定申告書・営業許可証・開業届等）</p> |
| ② | <p>妊娠・出産の場合（出産予定月を間にはさみ最長4か月）</p> <p>→母子手帳のコピー（氏名と分娩予定日記載のページ）</p> |
| ③ | <p>保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は障害者手帳等を有していること。</p> <p>（疾 病）→診断書（原本）</p> <p>（障 害）→障害者手帳などの等級が記載されたページのコピー</p> |
| ④ | <p>同居の親族を常時介護又は看護していること。</p> <p>※常時とは月64時間以上（週4日以上かつ1日4時間以上）→介護（看護）状況申告書・介護が必要であることがわかる書類（介護保険被保険者証のコピー、診断書（原本）等）</p> |
| ⑤ | <p>学校、専修学校、各種学校等の教育施設に在学している、又は職業訓練に通っていること。</p> <p>（週4日以上かつ1日4時間以上の就学が必要）</p> <p>→在学証明書若しくは学生証（入学予定の方は合格通知書等）のコピー、時間割</p> |
| ⑥ | <p>求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。</p> <p>（週4日以上かつ1日4時間以上の求職活動が必要）</p> <p>※認定開始後3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出することにより、引き続き認定が可能となります。保育が必要な就労基準を満たさない場合は、3か月で認定終了となります。</p> <p>→求職活動申告書</p> |
| ⑦ | <p>震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>→り災証明書</p> |

※ 保育が必要な事由が消滅すると認定終了となります。

※ 保育の必要性がわかる書類は、父母1部ずつ必要です。（18歳以上65歳未満の親族が同居している場合は、その方の書類も必要になります。）

※ 保育の必要性の認定事由によっては、追加で書類を提出いただく場合もあります。

《認定こども園一覧及び教育時間》

| | 保育施設名 (1号定員) | 住 所 電話番号 | 教 育 時 間 | |
|--------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| | | | 平 日 | 土 曜 日 |
| 公 立 | なるにっこ 認定こども園 (60名) | 信達市場1946番地 482-5660 | 通常教育時間 8:30~13:30 預かり保育有 | 休園 |
| | 認定こども園 信達こども園 (15名) | 信達牧野425番地の1 483-4642 | 通常教育時間 8:30~13:30 預かり保育有 | 休園 |
| 私 立 | 認定こども園 たるいこども園 (15名) | 樽井6丁目9番10号 482-0074 | 通常教育時間 8:30~13:00 預かり保育有 | 通常教育時間 8:30~13:00 預かり保育有 |
| | 認定こども園 西信達くねあ (15名) | 岡田5丁目23番11号 483-2444 | 通常教育時間 9:30~14:30 預かり保育有 | 休園 |
| | 認定こども園 ココアンジュ新家 (15名) | 新家938番地の1 484-0190 | 通常教育時間 9:00~15:30 預かり保育有 | 休園 |
| | 認定こども園 砂川幼稚園 (210名) | 信達大苗代1138番地 483-1221 (代) | 通常教育時間 10:00~15:00 預かり保育有 | 休園 |